

「男女が平等で共に参画するまち・蕨」 を目指して



—— お互い、よりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう ——

平成15年に制定した蕨市男女共同参画パートナーシップ条例の前文にある一節です。私たち市民の誰もが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮できる豊かな社会を実現していくことを目指して制定したこの条例は、同時に市民共通の願いでもあるのではないのでしょうか。

そこで、蕨市は、この条例の理念を実現するため、この度、「男女共同参画パートナーシッププラン」を策定したところであります。

ところで、21世紀を迎え、少子・高齢化に伴う社会構造の変化や、高度情報化、グローバル化など私たちを取りまく環境は大きく変化しており、わが国でも男女共同参画による社会を構築していくことが一層、重要な課題となっております。平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けて国・地方公共団体・国民の責務を定められました。地方公共団体においてもその地域の特性をふまえながら、総合的な男女共同参画の施策の推進が求められております。

蕨市においても、市民の皆様と共に、平成4年に、市民と市が協働で作成した「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」、平成10年にはその後期計画の策定をし、男女が平等で共に参画するまちづくりを積極的に進めてまいりました。そして、平成15年には、「男女共同参画パートナーシップ条例」を策定いたしました。

今後は、この条例を基に策定しました本計画の目標である「男女が平等で共に参画するまち・蕨」の実現を目指して、市民、事業者、行政が手を携えて施策の推進に取り組んで参りたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました蕨市男女共同参画推進委員をはじめとする多くの皆様に心からお礼申しあげ、発刊のあいさつにかえさせていただきます。

平成16年3月

蕨市長 田中啓一

目 次

第1部 序論

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 計画の基本的な考え方 | 1 |
| | (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| | (2) 計画の性格 | 1 |
| | (3) 計画の期間 | 1 |
| 2 | 計画策定の背景 | 2 |
| | (1) 国連・国・県の動き | 2 |
| | (2) 蕨市のあゆみ | 4 |
| 3 | 計画の基本理念 | 7 |
| 4 | 計画の目標 | 7 |
| 5 | 市、事業者、市民の責務 | 8 |

第2部 計画の重要施策

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 女性に対する暴力をなくすこと | 10 |
| 2 | 女性のエンパワーメントを支援すること | 12 |
| 3 | 地域の男女共同参画を進めること | 14 |

第3部 計画の内容

| | |
|----------------------------------|----|
| 計画の目標と体系 | 18 |
| 第1章 男女共同参画に向けた意識改革 | 20 |
| 課題1 政策方針決定過程への女性の参画 | 20 |
| 課題2 社会制度・慣行の見直し、意識の改革 | 23 |
| 課題3 働く場における男女共同参画の推進 | 25 |
| 課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 27 |
| 第2章 人権が尊重される社会の形成 | 30 |
| 課題1 女性に対する暴力の根絶 | 30 |
| 課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 | 33 |
| 課題3 国際協力・国際交流の推進 | 36 |
| 第3章 男女共同参画の条件整備 | 38 |
| 課題1 家庭生活と職業生活・地域活動の両立支援 | 38 |
| 課題2 高齢者等の生活環境の整備と支援 | 42 |
| 第4章 計画の推進 | 44 |
| 課題1 計画の推進 | 44 |

第4部 男女共同参画白書・資料編

| | |
|---------------------------------|----|
| 蕨市男女共同参画白書 | 47 |
| 1 男女共同参画 | 47 |
| 2 家族 | 51 |
| 3 人権 | 53 |
| 4 労働 | 56 |
| 5 子育て | 58 |
| 6 健康・福祉 | 63 |
| 資料 | 66 |
| 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例 | 66 |
| 蕨市男女平等行政推進会議設置要綱 | 67 |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 68 |
| 男女共同参画社会基本法 | 71 |
| 埼玉県男女共同参画社会推進条例 | 73 |
| 名簿 | 75 |
| 蕨市男女共同参画推進委員会 | 75 |
| 蕨市男女平等行政推進会議・同部会 | 75 |
| 「男女共同参画パートナーシッププラン」が出来るまで | 76 |

第1部

序 論



- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の基本理念
- 4 計画の目標
- 5 市、事業者、市民の責務

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

蕨市では、平成4年に「基本的人権の尊重と男女の平等」を基本理念にした「男女平等行動計画 パートナーシッププラン185」を、また平成10年にはその後期計画を策定し、男女平等社会の実現を目指して、事業を進めてまいりました。一方、国では「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」が、埼玉県では「男女共同参画推進条例」が施行されるなど、男女共同参画を進める法律や条例が整ってまいりました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識とそれに基づいた社会慣行や制度は、依然として残っているのが現状です。また、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の社会環境が大きく変化する中で、男女共同参画施策の推進がこれまでも増して求められるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、女性に対する暴力防止など人権の尊重という視点で対応していかなければならない課題、さらに国際人口・開発会議で提唱された“女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利”など新しい課題が取りあげられ、それらへの対応が必要となってきました。

そうしたなかで、蕨市では、男女共同参画社会基本法に基づき蕨市の独自性、地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を平成15年6月1日に施行しました。本計画は、本市条例に基づき、施策を総合的に効果的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の性格

- ①この計画は、男女が平等で共に参画する社会「男女共同参画社会」の形成に向けて必要な施策を明らかにし、総合的・計画的に進めるための基本計画です。
- ②この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を踏まえるとともに、第4次蕨市総合振興計画との整合性を保ち、その個別計画として位置付けられるものです。

(3) 計画の期間

平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年とします。ただし、社会情勢の変化に対応し、弾力的に計画の見直しを行います。

2 計画策定の背景

(1) 国連・国・県の動き

① 国連の動き

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」を目標に世界行動計画を定め、続く昭和51（1976）年からの10年間で「国連婦人の十年」とし、世界規模で運動を展開してきました。その間に昭和54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」）を採択し、昭和60（1985）年には「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、平成7（1995）年には、国連世界女性会議が北京で開催され「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。平成12（2000）年にはニューヨークでナイロビ及び北京で開催された世界女性会議において採択された事柄について、各国の取組状況のフォローアップを目的として国連特別総会「女性2000年会議」が開催されました。

| 西 暦 | 年 号 | 主 な 動 き |
|-------|-------|---|
| 1975年 | 昭和50年 | 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択 |
| 1979年 | 昭和54年 | 国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」採択 |
| 1980年 | 昭和55年 | 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） |
| 1981年 | 昭和56年 | ILO第156号条約の採択（ILO総会）（男女の労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約） |
| 1985年 | 昭和60年 | 「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ）開催。 「ナイロビ将来戦略」採択 |
| 1990年 | 平成2年 | 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 |
| 1993年 | 平成5年 | 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会） |
| 1994年 | 平成6年 | 国際人口・開発会議開催（カイロ）にて“リプロダクティブ・ヘルス／ライツ”が提唱 |
| 1995年 | 平成7年 | 第4回国連世界女性会議（北京）。「北京宣言」と「行動綱領」採択 |
| 1999年 | 平成11年 | 国連「女性差別撤廃条約の選択議定書」採択 |
| 2000年 | 平成12年 | 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） |
| 2003年 | 平成15年 | 女性差別撤廃委員会による日本報告書審査 |

② 国の動き

わが国においても、昭和52（1977）年に「国内行動計画」を、昭和62（1987）年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を、さらに平成8（1996）年には

「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には同法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成15(2003)年には9年ぶりに国連の女性差別撤廃委員会による日本報告書審査が行われ、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、「改正男女雇用機会均等法」などの法整備の進展に対する評価とともに、それらの着実な実施や、意思決定過程への女性の参画、公職・司法関係者の意識の改善、固定的性別役割分担意識の払拭、パート労働、賃金格差等の雇用の問題への更なる取り組みを期待する旨のコメントがありました。

| 西 暦 | 年 号 | 主 な 動 き |
|-------|-------|--|
| 1975年 | 昭和50年 | 「婦人問題企画推進本部」設置 |
| 1977年 | 昭和52年 | 「国内行動計画」の策定 |
| 1980年 | 昭和55年 | 民法一部改正 (配偶者の法定相続分1/3→1/2) |
| 1984年 | 昭和59年 | 国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍が“父系血統主義→父母両系主義へ) |
| 1985年 | 昭和60年 | 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立 |
| 1987年 | 昭和62年 | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 |
| 1991年 | 平成3年 | 「育児休業法」成立 |
| 1993年 | 平成5年 | 「パートタイム労働法」成立 |
| 1995年 | 平成7年 | 「育児・介護休業法」成立 ILO第156号条約批准 |
| 1996年 | 平成8年 | 「男女共同参画2000年プラン」策定 |
| 1997年 | 平成9年 | 「男女雇用機会均等法」改正 |
| 1999年 | 平成11年 | 「男女共同参画社会基本法」成立 |
| 2000年 | 平成12年 | 「男女共同参画基本計画」策定 |
| 2001年 | 平成13年 | 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」成立 |

③ 埼玉県の動き

埼玉県においては、昭和55年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を、昭和61年には、「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定しました。平成2年には計画の見直しを行い、さらに平成7年に第3次計画として「2001彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。また、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、地域性を考慮した男女共同参画施策を推進するため、平成12年に全国に先駆け「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年には同条例に基づく「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

| 西 暦 | 年 号 | 主 な 動 き |
|-------|-------|--|
| 1980年 | 昭和55年 | 「婦人の向上に関する埼玉県計画」策定 |
| 1984年 | 昭和59年 | 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」(修正版)策定 |
| 1986年 | 昭和61年 | 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 |
| 1990年 | 平成2年 | 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」(修正版)策定 |
| 1995年 | 平成7年 | 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 |
| 2000年 | 平成12年 | 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 苦情処理機関の設置 訴訟支援の実施 |
| 2002年 | 平成14年 | 「男女共同参画推進プラン2010」策定 With Youさいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)開設 |

(2) 蕨市のあゆみ


昭和56年策定の「蕨市基本構想」の理念に「人間を大事にする」を掲げ、初めて女性問題の解決を市政の課題に位置付けました。「国連婦人の十年」の最終年には、市内の女性団体が一堂に会して、記念事業を行なったことをきっかけに、市でも婦人対策プロジェクトチームを設け、「男女共同参画型社会の実現をめざして」という構想をまとめました。また、昭和63年には男女平等啓発紙「パートナー」を創刊するなど、県内でも早い段階から、女性問題の解決に向けて取り組んできました。

平成4年には、男女平等に関わる施策を総合的に推進するため「男女平等行動計画 パートナーシッププラン185」を、平成10年にはその後期計画を策定し、「男女平等作文の募集・表彰」(平成12年度～)や「男女共同参画週間記念展示」(平成13年度～)など具体的な施策・事業に取り組んでまいりました。

なかでも平成8年に制定した「*審議会等への女性の登用促進要綱」に基づいた積極的改善措置によって、平成4年当時は、19.7%であった審議会委員に女性の占める割合が、平成15年4月現在33.5%へ、女性のいる審議会の割合も57.8%から87.0%と飛躍的に登用が進み、当初の計画の目標を達成いたしました。

一方、平成2年に市制施行30周年事業として開かれた「女性の祭典」を契機に団体の代表者や有志の方々が集まり、平成4年に男女が平等で共に参画する社会を目指すため、市民主体の「男女平等推進市民会議」が発足いたしました。以降その会議が企画・実施する「男女共同参画市民フォーラム」により男女平等意識の高まりや男女共同参画という言葉が市民生活に根付きつ

※審議会の女性比率
審議会委員に女性の占める割合や女性の含まれる審議会の割合の数値は、「蕨市審議会等への女性登用促進要綱」に基づいた数値であり、教育委員や選挙管理委員など行政委員を除いた数値を蕨市では使用しています。

| | | |
|-------|-------|---|
| 1994年 | 平成6年 | 女性人材リストの作成 |
| 1996年 | 平成8年 | 「蕨市女性白書」の刊行 「審議会等への女性の登用促進要綱」制定 |
| 1998年 | 平成10年 | 「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン」後期計画の策定 |
| 2001年 | 平成13年 | 蕨市男女共同参画プラン策定懇話会の設置  |
| | | ▲「蕨市男女共同参画プラン市民に意見を聞く会」(平成14年4月) |
| 2002年 | 平成14年 | 同懇話会から提言(「計画」よりも根拠となる「男女共同参画推進の条例」をとの提言) 男女共同参画市民懇談会を設置し、会から条例のあり方について提言 |
| 2003年 | 平成15年 | 「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」制定 |



▲条例の誕生を記念し、つどいを開催。中央は、坂東眞理子内閣府男女共同参画局長(平成15年7月)



▲蕨市男女共同参画パートナーシップ条例のパンフ

蕨市男女共同参画推進委員会設置、提言
女性の心と生き方相談事業開始
中央地域を男女共同参画モデル地域に指定



▲みんなでプランをつくろう(平成15年10月)



▲蕨市男女共同参画推進委員会が市長へ提言(平成15年11月)

3 計画の基本理念

この計画は、蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第3条の7つの基本理念を、この計画の基本理念とします。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

4 計画の目標

男女が平等で共に参画するまちの実現

5 市、市民、事業者の責務

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第4条、第5条、第6条に基づいて、本計画の施策を推進するため、市、市民、事業者の責務を次のとおりとします。

■ 市の責務

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

■ 市民の責務

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

■ 事業者の責務

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。

第2部

計画の重要施策



- 1 女性に対する暴力をなくすこと
- 2 女性のエンパワーメントを支援すること
- 3 地域の男女共同参画を進めること

本計画で積極的に取り組む施策を重点施策として位置付けます。これらの施策は、男女共同参画プラン策定懇話会（平成13年～）、男女共同参画市民懇談会（平成14年～）、男女共同参画推進委員会（平成15年～）の提言で示され、これまでの計画には積極的に打ち出されていなかったものです。

- 1 女性に対する暴力をなくすこと
- 2 女性のエンパワーメントを支援すること
- 3 地域の男女共同参画を進めること

- ・本計画では、今後10年間における重要施策に関連する指標と目標水準をあげています。事業を実施していくことを通して、市民や地域にどのような成果が現れることを目指すのか、そのねらいや方向性を分かりやすく示すものです。
- ・指標は、事業の成果を市民や事業者とともに検証し、計画の見直しなどの参考とします。また、目標水準に向けては、市民、事業者、行政が協働するとともに幅広い協力により男女が平等で共に参画するまちづくりを進めていくことが重要となります。
- ・これらの指標及び目標水準は今後、定期的に状況を把握するとともに、必要に応じて、見直しを行っていくものとします。

現状値や事業の進捗見通し、過去からの推移、今後の方向性などを参考に設定しています。

■ 指標と目標水準の見方

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 水 準 |
|--|--|-------------|
| ◆ドメスティック・バイオレンスの言葉も内容も知っている市民の割合 | 61.6% <small>平成15年度 市民意識調査結果</small> | 100% |
| 「夫や恋人など親しい間柄であっても女性に対する暴力は犯罪である」との意識の広がりをみます。61.6%を現状値とし、すべての人が、そのような意識を持つことを目標水準とします。 | | |

指標として取り上げた目的と目標とする水準の考え方です。

1 女性に対する暴力をなくすこと

| | |
|---------|--|
| 課題 | <p>夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、*セクシュアル・ハラスメント、*ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。特に夫など親しい男性から女性に向けられる*ドメスティック・バイオレンスと呼ばれる暴力は、これまで家庭内の個人的な問題と捉えられ、周りの人々の理解や対応が不十分でした。そこで、ドメスティック・バイオレンスについて「犯罪」である認識を広めること、また、安心して相談できる体制の充実、受け入れ体制の向上や加害者の更正に向けた取り組みなどを行っていく必要があります。</p> <p>さらに固定的性別役割分担意識、経済力の格差、男女の上下関係などを背景にした暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権を尊重するための意識啓発や教育の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、性犯罪、売買春、*デート・バイオレンス、ストーカー行為など女性に向けられる暴力の形態に応じた幅広い取り組みも必要です。</p> |
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ・ドメスティック・バイオレンスは犯罪であることの意識啓発や教育の充実を図ります。 ・人権尊重の啓発を充実します。 ・相談体制の充実、関係機関との連携を進めます。 ・デート・バイオレンスやストーカー行為などの問題にも取り組みます。 |
| 主な施策・事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が安心して相談できるような体制の整備 ・ドメスティック・バイオレンスは犯罪であることの啓発 ・ドメスティック・バイオレンスの加害者の更正についての研究、啓発 ・デート・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などを取りあげた小・中学生、高校生向けの啓発紙の作成 ・ストーカー行為などの被害者に対する住民基本台帳事務の改善 ・警察や保健機関、担当窓口との連携強化 ・*「女性に対する暴力をなくす運動」など国や県などと連携した事業の実施 ・他機関の相談窓口などの情報提供の充実 |

※セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)
性的ないやがらせのことで、言葉によるもの、写真等を見せる、身体にさわると、さらには性暴力に及ぶものまで、さまざまな形態があります。特に職場におけるセクシュアル・ハラスメントとして、相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させることと「男女雇用機会均等法」では規定しています。

※ストーカー行為
ストーカー行為「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行われたつきまとい、交際の要求、無言電話、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為を「つきまとい等」と、「つきまとい等」を反復等して行うことを「ストーカー行為」と定義しています。

※ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence)
夫や恋人などの密接な関係にある男性が、女性に対して身体的・精神的・性的・経済的な暴力、または子どもを利用した暴力のことを指しています。

※デート・バイオレンス (Date violence)
恋人など親しい関係にある若い男女間で発生するドメスティック・バイオレンスのことを指します。

※女性に対する暴力をなくす運動
夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の根絶を目指して、女性の人権を尊重するための意識啓発や教育の充実を図る運動です。内閣府が主唱しています。

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 水 準 |
|---|-----------------------------|---------|
| ◆「家庭生活」の分野で平等になっていると考える市民の割合 | 32.3% 平成15年度 市民意識調査結果 | 50% |
| 男女が互いに尊重し合う平等な家庭生活は、暴力を生じさせないような状況と言えます。32.3%を現状値とし、男女共同参画社会基本法などの周知や意識啓発を行い、50%以上になることを目標水準とします。 | | |

| | | |
|--|-----------------------------|------|
| ◆ドメスティック・バイオレンスの言葉も内容も知っている市民の割合 | 61.6% 平成15年度 市民意識調査結果 | 100% |
| 「夫や恋人など親しい間柄であっても女性に対する暴力は犯罪である」との意識の広がりをみます。61.6%を現状値とし、すべての人が、そのような意識を持つことを目標水準とします。 | | |
| ◆セクシュアル・ハラスメントの言葉も内容も知っている市民の割合 | 79.5% 平成15年度 市民意識調査結果 | 100% |
| セクシュアル・ハラスメントは人権侵害という意識の広がりをみます。79.5%を現状値とし、すべての人が、セクハラは人権侵害との意識をもつことを目標水準とします。 | | |
| ◆相談を求めたドメスティック・バイオレンスの被害者が公的な相談窓口を利用した人の割合 | 4.3% 平成13年度 市民意識調査結果 | 10% |
| 女性が安心して相談できる公的な相談窓口の充実度をみます。4.3%を現状値とし、配偶者暴力防止センターをはじめとする相談窓口のPRに努め、10%を目標水準とします。 | | |
| ◆「女性の心と生き方」相談の利用率 | 月平均 3.5人 | 5人 |
| 身近な蕨市で、女性が安心して相談できる体制の充実度をみます。月平均3.1人（平成15年度）を現状値とし、内容の充実やPRによって活用を高め、月平均5人を目標水準とします。 | | |
| ◆「女性の心と生き方」相談において暴力を訴えた相談者の割合 | 36% 平成15年6月～ 平成16年1月 | 20% |
| 相談体制が充実していく中で、暴力を受けているという相談内容が減少することは、暴力の減少と考えられます。36%を現状値とし、ドメスティック・バイオレンスは犯罪という意識の啓発を充実し、20%を目標水準とします。 | | |

2 女性のエンパワーメントを支援すること

| | |
|---------|---|
| 課題 | <p>女性のエンパワーメントとは、女性が自分の生活と人生を決める権利と能力をもち、さまざまな場の意志決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つことを指しています。これまで、「リーダーは男性、女性は補助」あるいは「女性は、仕事よりも家庭や育児中心に」という固定的性別役割分担意識が根強く、リーダーとしての素養や生涯にわたっての職業感を身に付けるといことが、女性を育てる上で後回しにされていました。</p> <p>本当の男女共同参画社会を作りあげるには政策や物事の方針を決める場に女性がもっと多く、参画していくことが重要です。そのために、女性リーダーを養成していくこと、*積極的格差是正措置を取り入れていくこと、さらに、女性が経済的な面でも自立し得るような学習・活動に対しての支援していくことなどをおして女性のエンパワーメントを支援していくことが男女共同参画のまちづくりに重要な課題となっています。</p> |
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性登用を進めるための積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）についての考え方を広め、女性リーダーの養成、人材の把握、紹介を行います。また市女性職員の登用も進めます。 ・女性の経済的自立を支援する学習や活動を充実するとともに、男女共同参画を進める団体など市民活動を支援します。 |
| 主な施策・事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的格差是正措置についての啓発 ・女性の人材育成や女性人材バンクの充実 ・女性リーダー同士などの情報交換や交流の場の充実、ネットワークへの支援 ・市女性職員の登用の促進 ・市民活動を支援する拠点施設の整備 ・男女共同参画を進める団体への支援 ・女性の起業や* N P O 活動への支援 |

※積極的格差是正措置
 ポジティブアクション positive-action または、アファーマティブ・アクション affirmative-action のことで、男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることをいいます。あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置です。「女性差別撤廃条約」では、「男女の事実上の平等達成のために暫定的な特別措置をとることは、差別と解してはならない（いわゆる逆差別ではない）」と規定しています。

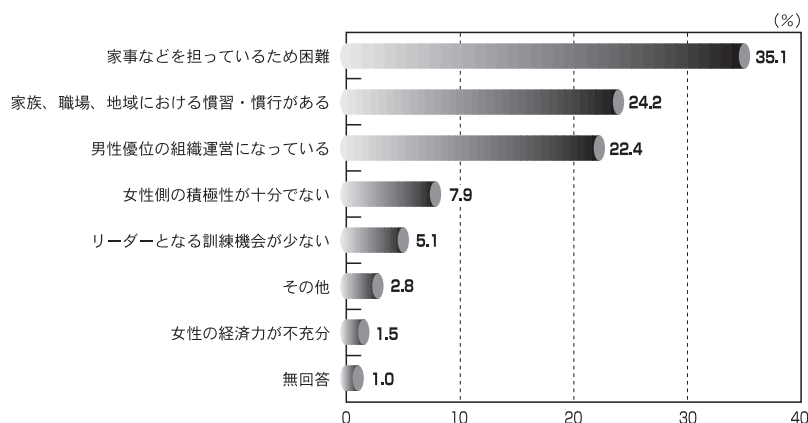
※ N P O (Non Profit Organization) または (Not-for-Profit Organization) の略。
 男女共同参画や人権、環境、医療、福祉、子育てなど社会貢献を目的とした民間の団体のことで、特に法人格を取得した団体を N P O 法人といいます。

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 水 準 |
|--|----------------------|---------|
| ◆審議会における女性委員の割合 | 33.5% 平成15年4月1日現在 | 40% |
| 女性が市政に参画する状況をみます。33.5%を現状値とし、積極的格差是正措置により、女性の市政参画を進め、40%を目標水準とします。 | | |

| | | |
|--|-----------------------|-----|
| ◆各種団体の会長に女性の占める割合 | 21.7% 平成15年10月1日現在 | 30% |
| 本市の女性リーダーの割合をみます。21.7%を現状値とし、啓発や研修を通じて女性リーダーの育成を図り、30%を目標水準とします。 | | |

| | | |
|--|------------------------------------|-----|
| ◆女性の年代別労働力率 | 54.1% 平成12年 国勢調査結果 | 60% |
| <p>経済的に自立している女性の割合をみます。54.1%を現状値とし、子育て支援などの充実により就労の場での男女共同参画を進め、60%を目標水準とします。</p> | | |
| ◆「子どものときから女性にはリーダーとなる訓練の機会が少ない」と考える市民の割合 | 38.3% 平成15年 中央地域・男女 共同参画調査 | 15% |
| <p>男女平等教育の充実度をみます。38.3%を現状値とし、学校教育や生涯学習のなかで女性指導者の育成を行い、15%以下となることを目標水準とします。</p> | | |
| ◆女性の就業者総数に占める管理的職業に従事している女性の割合 | 1.03% 平成12年 国勢調査結果 | 5% |
| <p>職場での意思決定過程における女性の割合をみます。1.03%を現状値とし、積極的格差是正措置の啓発などに努め、5%を目標水準とします。</p> | | |
| ◆市男性職員の育児休業取得率 | 0% 平成14年度中に 取得した男性職員の 割合 0/7 | ↑ |
| <p>歳市役所における女性の就業を支える充実度をみます。平成14年度に育児休業などを取得した男性職員はいませんが、介護・育児休業制度の周知を行い、一人でも多くの男性職員が取得することを目指します。(育児休業を取得する職員数は、毎年変化するため、目標水準に数値割合を掲げることはせず、取得率の上昇を矢印で示した。)</p> | | |
| ◆派遣研修を受ける市女性職員の割合 | 33.0% 平成14年度 | 40% |
| <p>市女性職員のエンパワーメントをつける機会の充実度をみます。33%を現状値とし、研修の機会を増やし、40%を目標水準とします。</p> | | |

リーダーに女性が長に少ない理由



平成15年市民意識調査

3 地域の男女共同参画を進めること

| | |
|---------|--|
| 課 題 | <p>男女共同参画社会基本法をはじめとする法律や制度が整いつつあるなかで、男女の平等感は、“家庭”や“教育”などの分野の平等感が高いのに比べ、“政治”や“職場”、“社会全体”、“社会慣習”の分野で低くなっています。そこで、男女平等の地域社会が実現できるように、固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた慣習、制度が残っていないか見直し、意識啓発を進めること、推進組織の充実を図ることが必要です。</p> |
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を進めるモデル地域の指定及び活動を充実し、他地域へ男女共同参画が波及するように努めます。 地域団体をはじめとして各団体やサークルなどへの啓発を進めるとともに、地域リーダーの育成も図ります。 |
| 主な施策・事業 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画モデル地域の指定と活動への支援 男女共同参画地域の推進方針についてのアピール 公民館における学習活動や啓発活動の推進 男女共同参画推進員の委嘱及び活動への支援 各種地域団体や事業所への啓発の充実 補助金交付団体への啓発の充実 地域リーダーの育成 |

| 指 標 | 現 状 | 目標水準 |
|---|---|------------|
| ◆地域活動に参加している市民の割合 | <p>女性36.5% 男性33.2% 平成14年度市民意識調査</p> | 45% |
| <p>市民の地域活動への参加状況をみます。現状値は35.8%であり、その上昇を目指す意味で、概ね10ポイントの増加を目標水準とします。</p> | | |

| | | |
|--|----------------------|---------------|
| ◆ボランティアセンターの登録者数 | 779人 平成15年12月 | 1,000人 |
| <p>市民の地域福祉活動状況をみます。現状値は779人であり、活動の活性化を目指して、概ね3割の増加を目標水準とします。</p> | | |

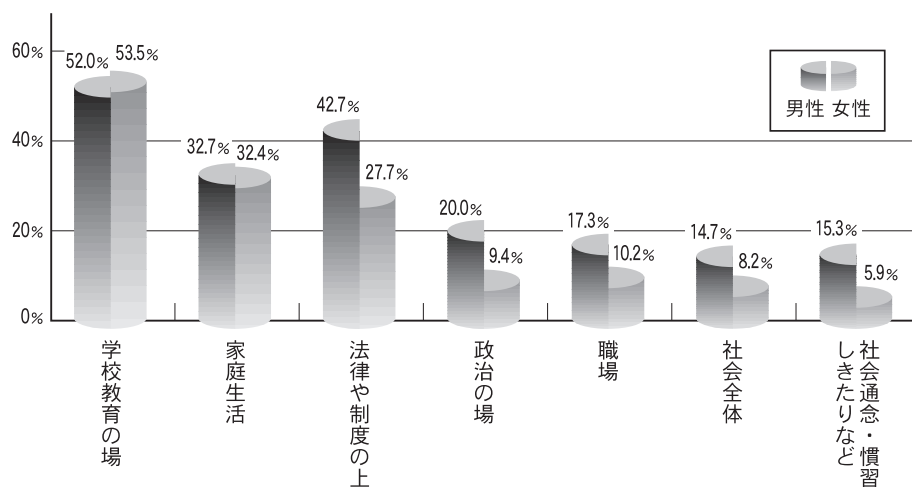
| | | |
|---|------------------------------------|------------|
| ◆会の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合 | 22.0% 平成15年度中央地域・男女共同参画調査結果 | 10% |
| <p>各種団体の運営における固定的性別役割分担意識をみます。22%を現状値とし、会の運営が男女共同参画で営まれるように団体への啓発や学習を進め、10%を目標水準とします。</p> | | |

| | | |
|--|-----------------------|-----|
| ◆社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等になっていると思う人の割合 | 9.3% 平成15年度 市民意識調査 | 30% |
| 地域社会に残っている社会通念や慣習などをみます。9.3%を現状値とし、啓発や学習機会の充実により、30%を目標水準とします。 | | |

| | | |
|--|------------------------|-----|
| ◆各種団体の会長に女性の占める割合（再掲） | 21.7% 平成15年 10月1日現在 | 30% |
| 本市の女性リーダーの割合をみます。21.7%を現状値とし、啓発や研修を通じて女性リーダーの育成を図り、30%を目標水準とします。 | | |

| | | |
|---|------------|------|
| ◆女性指導者セミナーの参加者数（延べ） | 83名 平成15年度 | 150人 |
| 地域で活躍する女性を育てる体制の活性化状況をみます。83名を現状値とし、啓発活動などの充実を図り、150人を目標水準とします。 | | |

市民の平等感
(平等になっていると回答した市民の割合)



平成15年度市民意識調査結果

